

裁判員経験者の意見交換会議事概要

福島地方裁判所

日 時 平成28年11月24日（木）午後2時～午後4時
場 所 福島地方裁判所郡山支部裁判員候補者待機室（刑事棟1階）
出席者 司会者 秋 山 敬（福島地方裁判所長）
法曹出席者 井下田 英 樹（福島地方裁判所郡山支部判事）
中 村 聖 人（福島地方検察庁郡山支部検事）
門 脇 真（福島県弁護士会郡山支部弁護士）
裁判員経験者 6人（1番，3番～6番，8番（2番，7番欠席））
出席報道機関 福島民報社

本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただ今から，裁判員経験者の意見交換会を始めます。福島地裁所長の秋山です。本日の司会進行を務めます。よろしくお願ひいたします。裁判員経験者の皆様には，お忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。

裁判員裁判は平成21年に始まり，7年半が経過いたしました。この間，皆様の御理解と御協力によりまして，おおむね順調に運営されてまいりました。もちろん，問題点もあるわけですので，それらの問題点について改善し，更に良い制度となるよう努力していかなければならないと思っております。

本日は，福島地裁郡山支部で行われた裁判員裁判で，裁判員あるいは補充裁判員を務められた方にお集まりいただきました。当初8名の方に御出席いただく予定でしたが，御都合等により，今日は6名の方ということになっております。皆様から率直な御意見や御感想を伺い，今後の裁判員裁判の運営に活かしていこうと思っております。

法律家の側からは，実際に裁判員裁判に携わっている裁判官，検察官，弁護士が出席しております。裁判員裁判に参加したとき，あるいはその前後で，疑問に思っていたことがございましたら，この機会に質問をなさってください。また，法律家の側から質問させていただくこともあるかと思っております。そのほか福島県内の裁判官，

検察官，弁護士も傍聴に参加されております。

また，本日は，報道機関の方も傍聴しております。経験者の皆様の率直な御意見や御感想を，報道等を通じて，今後裁判員に選任されるかもしれない県民の皆様に広く伝えていただくことも重要であると考えます。

時間は午後4時までの2時間を予定しております。

自己紹介等

司会者

本日出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

法律家の方々から自己紹介をお願いします。

井下田判事

当庁郡山支部裁判官の井下田と申します。昨年の4月から裁判員裁判の裁判長をさせていただいております。本日は御出席いただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

中村検事

福島地方検察庁郡山支部の検事の中村と申します。今年4月に着任いたしました。裁判員裁判は2件担当させていただいております。来週からも1件が控えております。本日は，経験者の皆様の率直な御意見を伺えるのを楽しみにしてまいりました。よろしく願いいたします。

門脇弁護士

福島県弁護士会郡山支部所属の弁護士の門脇真と申します。私は，福島県弁護士会におきまして，刑事弁護委員会に所属しております。皆様の御意見を今後の裁判員裁判の運営に活かしたいと思っております。よろしく願いいたします。

司会者

これから，経験者の皆様の御意見，御感想を伺うわけですが，お聞きしたいことについては，事前にお手元にお届けしてあるかと思えます。

もう一度確認しますと，まず，皆様が参加された裁判員裁判がどのような事件だったのかを簡単に御紹介いただき，これについての感想などをお話いただこうと思います。次に，法廷での審理に関して気づかれたこと，評議に関して気づかれたこと，裁判員となったことで負担に感じられたこと，いわゆる守秘義務に関することについてお聞きし，最後に，今後の裁判員裁判への要望などをお尋ねいたします。

皆様に御感想を伺う前に、簡単に「裁判員裁判の手續の流れ」を振り返っておきたいと思います。

裁判員候補者の皆様に裁判所においていただき、選任手續を経て、裁判員になった方は法廷での審理に臨み、評議し判決に至るわけです。

裁判員選任の手續では、最初に裁判所の係員から一般的な説明をし、裁判長から質問をいたしました。その後、抽選を行い、選任された裁判員・補充裁判員の方に対して必要な事項、裁判員の権限や義務などの説明をし、宣誓をしていただきました。

いよいよ法廷に入りますと、起訴状朗読から始まり、検察官と弁護人が冒頭陳述とあって、証拠で証明しようとする事実を説明した上で、証拠の取調べを行いました。これには大きく分けて、書類の朗読を聞くことと、証人や被告人が供述するのを聞くことの二つがあります。最後に、検察官が論告求刑、弁護人が弁論、被告人が最終陳述をして結審します。

結審後は評議室で評議を行い、結論がまとまれば、裁判官が判決書原稿を作成し、これを裁判員の皆様とともに確認して、判決宣告となるわけです。

こういった手續を思い出しながら、皆様が参加された裁判員裁判の事件のことについて、簡単に説明をお願いいたします。番号順でお聞きしていこうと思います。

お聞きしたいことは、参加された事件はどういった内容の事件だったか、裁判は何日間ぐらいかかったか、実際に裁判員、補充裁判員として参加されてどのようなことにお感じになったのか、日頃、裁判とか犯罪とか刑罰などということとは余り縁がなかったかもしれませんが、そのようなものについて見方や考え方が変わったかどうかをお聞かせ願えればと思います。

具体的な人の名前や地名などはおっしゃらなくて結構です。また、本日の意見交換会におきましては、事件関係者のプライバシーや、評議の具体的内容、他の裁判員のプライバシー等には触れませんよう、お願いいたします。

番号順に1番の方からお願いします。

裁判員経験者1番

私が参加したのは、強姦致傷、強盗、詐欺という三つの罪状が重なったものでした。土日を挟みまして、期間は延べ9日間くらいだったと思います。思ったより長かったという感想です。普段お会いできないような裁判官、検察官、弁護士にお会

いできたり、法廷に入ることもできて、勉強になったと思っております。負担というよりも、いろいろな経験をさせてもらって良かったという思いです。ただ、実際に法壇に座って、被告人に直接質問するというのは、最初は非常に抵抗を感じました。裁判の途中で思ったのは、共犯者や黒幕がいなかったのかどうかということです。裁判所は、検察官が訴えたことに対して、判定を下すことしかできないのかな、これで良かったのかなという感じは受けました。

司会者

質問するのに抵抗を感じられたということですが、御自身も質問されたのですか。他の皆さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 1 番

被告人に質問しました。事前のミーティングで、裁判長がリードしてくれて、みんなで分担をして質問をしました。

裁判員経験者 3 番

参加させていただいた裁判は、強制わいせつ致傷という罪名でした。どうしてこのような事件がなくなるのかといつも感じていましたが、私としてはテレビの影響が大きいのではないかと感じていました。この事件の被告人は比較的若い人で、被害を受けたのは未成年でした。私の孫がこのような目に遭ったらどれほど怒りを覚えるかと思いました。裁判をしているうちに、いろいろな疑問が湧いてきて、被告人に聞きたい内容を裁判長にお話ししたところ、具体的に「こういうふうに聞いてみたらいかがですか。」とアドバイスを受けて質問することができました。納得のいく裁判ができたと思います。期間は4日程度だったと思います。

裁判員経験者 4 番

4年前に、強盗殺人事件を担当しました。この裁判所始まって以来の死刑判決が出た事件です。裁判員に対して興味はあったのですが、手助けをする程度のものだと思っていました。実際に証拠写真などを目の当たりにしたとき、なぜ人はこんなに残虐になれるのかと思いました。食事が喉を通らないとまではいきませんが、私は仕事で食品の製造などもしておりまして、ケチャップなど赤いものを見ると今も思い出すことがあります。期間は、土日を挟んで2週間でした。会社は理解がありまして、特別休暇をいただきました。毎日、裁判が終わった後、会社で顔を出していました。みんな寄ってきて「どうだった。」などと聞いてきましたが、周りも守

秘義務のことは分かっていましたので、「守秘義務があるから答えられないだろう。」などと言ってもらい、困ったことはありませんでした。実際に裁判に参加してみて、テレビで裁判の場面などを見ると、本当にただごとではないという思いを持っています。

司会者

職場の方には、裁判員として行くということはおっしゃったのですね。

裁判員経験者 4 番

話しました。勤務する会社は、東日本で1000人くらい社員がおりますが、私が裁判員第1号でした。

裁判員経験者 5 番

偽造紙幣を使ったという事件でした。三、四日で終わったと思います。被告人は、前にも同じことをしたことがあって、今回が二度目の犯行でした。一度で終わらずに、二度やるというのは重い罪になるのかとか、執行猶予付きの判決でしたが、次やったらどうなるのかなど、いろいろ考えました。裁判長は、その人の人生を変える仕事をしているのだということ、自分もその立場でやらなくてはいけないのだということが一番強く思いました。裁判長は、他人の人生を決めていくということを毎回やっているのだと思うと、本当に大変なことだと思います。裁判員をやりたくないという人もいと聞きました。選ばれたら、裁判長と協力してやってもらいたいと思います。経営者にも裁判員制度をより深く知ってもらい、広めていったら良いのではないかと思います。知り合いの社長に、裁判員制度についての講義を受けてみたらと勧めています。裁判員として行く人も、会社で送り出す立場の人も、裁判員制度を理解している必要があると思います。

裁判員経験者 6 番

麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反という裁判に参加させていただきました。裁判員に選ばれたときは、私のような何も分からない者ができるだろうかと不安でした。裁判長から一つ一つ教えてもらいながら裁判を進め、不安なく務めさせていただきました。私は、裁判員に選ばれたということも言ってはいけないと思っていました。会社の上層部にだけ話して、同僚には言わずに休暇を取ったため、同僚から冷たい視線を浴びました。後から、裁判員をしたことは話しましたが、行く前にちゃんと職場に話すべきだったと思いました。麻薬などとは縁のない生活ですので、

怒りや憎しみなどを感じることなく、冷静に判断できたと思います。被告人に対しては、思うままに質問させてもらいました。思い切っているいろいろなことを質問して良かったと思っています。書面に出ていない気持ちなどを聞くことができました。裁判員裁判に参加させていただいたおかげだと思っています。こういった事件は起きてほしくない、根絶してほしいという願いを持って、この裁判に臨みました。5日間でしたが、日程的にも、体力的にも、負担なく務めることができました。一生に一度の貴重な経験をさせていただき、感謝でいっぱいです。

裁判員経験者 8 番

危険運転致死の事件を担当しました。被告人も被害者の方も高齢者の事件で、争点は量刑でした。期間はそれほど長くなかったと思います。量刑の考え方については、裁判所から説明していただきました。会社には、社員が2000人いますので、誰かは裁判員を経験していると思いますが、上司は余り歓迎していませんでした。できれば辞退してほしいという雰囲気でした。裁判が終わった後、裁判員を務めたことや、飲酒運転は絶対にしてはいけないこと、高齢になったら運転免許は返上した方がよいことなどを、周りに話しています。公民館で、裁判員裁判の出前講義をお願いしてみたらと勧めたのですが、館長から「やってもよいが、人が集まらないんだよ。」と断られました。裁判員制度がもっと浸透していくと良いと思います。

司会者

8番の方は補充裁判員でしたね。何か、違う点はありましたか。

裁判員経験者 8 番

話したいという気持ちはありましたが、話さなくてもいいから気楽だという思いもありました。被告人に聞いてみたいことがありましたので、裁判員の方に聞いてもらいました。

法廷での審理についての感想・意見

司会者

次に、法廷での審理についての御感想を伺いたと思います。

法廷での審理の中で、裁判の初めの方と終わりの方で、検察官と弁護人が様々な説明をする場面がありました。初めの方が冒頭陳述で、「これからこういう事実を立証します。」という予告のようなことをしたと思います。終わりの方が論告・弁論で、裁判を振り返って、それぞれの立場でまとめの意見を述べる場面があります。

これらは分かりやすかったでしょうか。証拠調べの中で、検察官と弁護人が、書面を朗読する場面があったと思います。朗読だけではなくて、図面や写真を法廷のディスプレイに映し出すことがあったかもしれません。これらは分かりやすかったでしょうか。証人尋問や被告人に対する質問があったと思います。検察官や弁護人の質問は分かりやすいものだったかどうか、また、裁判員の側でも質問をする機会があったかと思いますが、うまく質問できたかどうか、そして、全体を通して、裁判長は裁判をうまく進行させていたかどうか、休憩を取るタイミングとか、進行の時間配分などの点はどうだったか、これらについて御意見を伺いたいと思います。どの点からでも結構ですので、思い付いたところからお話してください。

裁判員経験者 1 番

初めてでしたので良かったとか悪かったとか言えませんが、特に問題はなかったと思います。私服でひな壇に上がるのがいいのかどうかずっと考えていました。

司会者

裁判官は法服を着ていますね。

裁判員経験者 1 番

例えば、我々お医者さんに行けば、医者は白衣を着ています。白衣を着ているだけで全体として医者として認識されていて、個人を特定されていません。そこで裁判員も割烹着のようなものを着て並んだ方が個人を特定しにくいという意味で、しゃべり方も滑らかになって質問できると感じました。

司会者

その点、皆さんにお聞きしましょう。服装について考えたことはありますか、もちろん、夏と冬とで違いがあると思いますが、いかがでしょうか。特に女性はお考えがあるのでないでしょうか。

裁判員経験者 6 番

私は動きやすい服を着ていきました。他の方もTシャツとジーンズという方もいましたので、服装に関しては全く何も考えていませんでした。

司会者

男性はどうでしょうか。逆に男性は背広を着なければということに関わると思いますが。

裁判員経験者 5 番

ちゃらちゃらした服装で行くというか、被告人にとって重要なことを決めるのにそのような服で行ってよいのかと思います。立派な服でなくとも普通の服でよいと思います。私から言えば、Tシャツ一枚はふざけるな、という気持ちです。

司会者

3番の方は暑くなりかけた時期だったと思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者3番

私の場合は、普段の服装でよいですよ、という話でしたが、法壇に上がるのに色つきはどうなのか、といろいろ考えました。私達は一般の中から選ばれたので、それほど改まった服装で行く必要はないと思いますが、そろそろ暖かくなった時期でもありましたので、色には随分気を遣いました。

司会者

裁判長としては何か注意はされるのでしょうか。

井下田判事

必ずしもスーツですとか、ネクタイですとかは必要ありません、普段の格好で結構です、とお伝えしています。その一方で、傍聴席から被告人の関係者や被害者の関係者が見ているということもありますので、そのような観点も考えて御配慮いただいで選んでいただければ結構です、とお話しさせていただいています。

司会者

検察官、弁護士の席から見ていて、裁判員の服装はどうでしょうか。

中村検事

今まで見ていて、ちょっとこれはというのは正直ありません。裁判長が今お話しになったことは、我々は知らなかったのですが、皆さんなりにいろいろお考えになって選ばれているのではと考えています。

門脇弁護士

私が担当した事件では裁判員の服装で気になったことはありませんが、他の弁護士から聞いたところによると、Tシャツにジーパンという方がいたときに、やはり被告人からすると、一生が決められる裁判の場ですので、何らかのルールがあった方がよいのではないかと、もっとも一般から選ばれたということもありますので、折衷案として最初の方がお話ししたように、法服のようなものが導入されれば良いのではないかと、という話が出たことはあります。私もなるほどなと考えているところ

です。

司会者

服装については、裁判長には今後も気を配っていただいて、事前の説明を分かりやすくしていただくとともに、裁判員候補者の方からも質問していただければと思います。

その他法廷での審理について何かございますか。一番お聞きしたいのは検察官とか弁護人の説明、質問が分かりやすかったかどうかですが、いかがだったでしょうか。裁判員裁判が始まって最初の頃は、書面を朗読することが多かったのですが、それは気になりませんでしたか。書面を読み上げていることを聞いているという場面があったかと思いますが、それはどなたか、いつもの生活と違うなどは思いませんでしたか。

裁判員経験者 6 番

資料が膨大でたくさん時間がかかっていたなという記憶はあります。

司会者

つまりテレビや映画で裁判ものというのがたくさんありますが、そこでは朗読というのが余りないと思います。ところが、実際の裁判では朗読とか書面を読むことが多くて、朗読を含めて、膨大な書面を提出されて、どうしたらいいだろうと思われることがあったかと思いますが。

裁判員経験者 6 番

検察官が読んでいたり、弁護人の方が読んでいたりしていた記憶があって、黙って聞いているしかなかったのですが、写真等と見比べながら、とても分かりやすい内容だったと記憶しています。

司会者

特に 3 番の方ですと、性犯罪だと隠す場面があったかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

裁判員経験者 3 番

分かりやすかったと思います。経緯というものを分かりやすく話してくれましたので、別に疑問に思うようなことはなかったです。

司会者

その他分かりにくかったという点はございませんでしょうか。6 番の方は薬物の

関係で分からない言葉がたくさん出てきたと思いますが、いかがでしょうか。余り普段聞いたことがないような用語ですよ。

裁判員経験者 6 番

専門用語でしたが、そういう名前なのだなということで認識しました。

司会者

8 番の方も単なる酒酔い運転ではなくて、危険運転致死罪という新しい法律でしたが、その辺の説明について裁判官や検察官、弁護人はどうでしたでしょうか。

裁判員経験者 8 番

専門用語は少なかったと思います。

司会者

法律家の方で意識して専門用語を使わなかったということでしょうか。

裁判員経験者 8 番

多分そうだったと思います。意識して少なくしたと。

司会者

その辺は検察官、弁護人にお聞きしたいのですが、どうしても裁判というと、難しい用語、法律用語、薬物や医学用語等が出てくるとと思いますが、裁判員に対しては、どのように配慮しているのでしょうか。

中村検事

まず、裁判の場で書類を読み上げるのは極力少なくしようと考えています。6 番の方がお話しされていた事件の判決書が手元にあるのですが、この証拠の標目を見ると、確かに調書が相当多く、抄本ですので、おそらく調書の一部をピックアップして圧縮してはいるのでしょうか、これを聞くのはちょっとした苦行かなと御苦労を拝察していたところでした。ただ、どうしても書面で立証しなければならないというものがあるので、その場合は必要な部分だけ圧縮したり、後は書面だけ続くと飽きてしまいますので、メリハリというか、ちょっと書面を読み上げたら図面や写真を見てもらうなどして、間延びしないようにしています。司会者がおっしゃった専門用語ですが、やはりこれは事前の公判前整理手続において、これはそのまま使うと裁判員の方は分かりにくいですね、という概念が出てくると、裁判所、弁護人とともに摺合せをします。それぞれが言い換えなければという意識は皆さんがお持ちだと思いますが、それぞれが自分勝手に言い換えてしまったら、同じ概念を言

っているのに検察官と弁護人の言葉遣いが違うと余計混乱しますので、摺合せをするようにしています。

あと専門用語に関しては、場合によりますが、専門家の方から協力を得られる場合には、例えばお願いして法廷に来てもらって説明してもらおうと、あるいはそこまで行かなくとも分かりやすい説明文書を作ってもらって、それを検察官が法廷で読み上げると。そのようなやり方をして、できる限り分かりやすくしています。専門用語は、こちらが勝手に分かりやすく言い換えたつもりでも全然間違っていると駄目ですので、分かりやすくするにしても、専門家の方が分かりやすく言うのであればこうですね、というのが一番良いですので、それを法廷に提出するよう心掛けています。

司会者

辩护人側から何かありますでしょうか。

門脇弁護士

辩护人側で心掛けているのは、裁判員の方にいかに分かりやすく伝えるかという点に注意を払っています。専門用語についても、先ほど検察官がおっしゃったように、できる限り意味を変えないで分かりやすく伝えるということと、書面の量についても、裁判員の方に見ていただく資料については、なるべく1ページもしくは見開き1ページに収めるようにしています。また、実際に裁判に臨む前に事務所で、こういった説明をした際に一般の方から見て文字が多すぎるとか、視覚的にも負担のかからない形にするにはどうしたらいいのか等、検討を踏まえた上で、後は口頭で補うという配慮をしています。専門用語と書面の量については気を付けています。

司会者

書面を増やし過ぎないという点について、裁判長としてお考えになっていることはありますか。

井下田判事

やはり参加していただいた国民の方々の新鮮な感覚を生かすには、字が書かれた書面の朗読を多く聞くよりは、人が出てきて人の言葉を直接耳で聞くという、ダイナミックな審理の方が新鮮な感覚が出やすいと考えています。そのような審理を目指していきたいと思っておりますし、最近の当庁の審理の中では、検察官、辩护人からも御協力いただいて、そのような方向を実現しようと努力しています。また引き続き

行っていきたいと思います。

司会者

書面を全く無くすのは無理で、ある程度は必要ですが、証人ですとか被告人に直接聞いた方が一番ダイナミックで分かりやすいと思います。

あと、先ほどのお話しですと、裁判員の方から質問が出来たということでしたが、その辺の御苦勞を掘り下げてお聞きしたいと思います。最初に口火を切るのは大変だと思いますが、1番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者 1 番

事前に打合せをして、この辺を聞いてみようと。一人に偏らないように事前に調整しました。それが役割だと思って、それほど抵抗はありませんでした。先ほども言いましたが、服装で個人を特定されるのが一番怖かったので、見ている関係者、例えば暴力団の事件を担当した場合は、誰が質問したか特定されやすいので、特定されない形で質問できるのであれば、もっときわどい質問が出来たかもしれないと感じています。

司会者

裁判員からの質問という点についてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 4 番

加害者に質問する際、周りからも下手なこと聞かない方がいいよって言われたし、私も正直質問したくはありませんでした。法廷は誰でも入れるので、誰が見ているか分からないし、誰か加害者の知っている人がいて、逆恨みとかされるのではないかと考えたりして、服装もあまり目立った格好はしませんでした。

司会者

6番の方は先ほど被告人と冷静な会話が出来たというお話しでしたが、そういう感じでしたか。

裁判員経験者 6 番

全体的に。

司会者

聞きたいことが聞けて、それに答えるという、会話が成立したということでしたでしょうか。

裁判員経験者 6 番

質問したいことが多かったので割と聞くことが多かったです。他の方は全く聞かない方もいましたので、実際に聞いたわけではありませんが、そういう面ではあまり携わりたくないという気持ちを持った人もいたのかもしれませんが。そういうお話を聞くと、聞かない方が良かったかなと今になって怖くなったりしましたが、その時はせっかくだから聞いてみたいという気持ちがありました。実際何も起こらなかったもので、気持ちを逆なでするようなことはなかったのかなと感じています。

司会者

裁判というのは人と人とがコミュニケーションをとりながら進めていくものですから、検察官、弁護士からのコミュニケーションも必要ですし、裁判長、裁判員と被告人、証人とのコミュニケーションも必要ですし、そういう中で進めていくものと考えています。3番の方は質問できましたか。

裁判員経験者3番

法廷から戻って評議室において、裁判長の方から皆さんに対して、何か疑問に思ったことはありますか、と聞いていただいた際に、具体的には忘れてしまいましたが、このところが自分は疑問に思うのですがどうでしょうかと言いましたら、裁判長から、ここはこういうふうに聞いてみたらどうですかとアドバイスをいただいたので、被告人の方には聞きやすかったです。

司会者

8番の方は補充裁判員だったので、聞きたいことはあったので他の方に聞いてもらったということでしょうか。間接的に思いは伝えましたでしょうか。誰か聞いてくれたのでしょうか。

裁判員経験者8番

そうですね。

司会者

検察官や弁護人の質問について御感想をお聞きしたかったのですが、特に問題はないでしょうか。では、検察官、弁護人から見て、裁判員の質問はどのようにお感じになっているか、一言ずつお願いします。

中村検事

裁判員からの質問ということでお答えしますが、裁判員の方が質問していただくと正直ほっとします。どうしても皆さん緊張があって、最初は緊張するのは仕方

がないと思いますが、審理が進んでも一向に質問がないと不安になります。どのような不安かと言いますと、皆さんの熱意を疑うわけではありませんが、分かっているのかなとか、興味を持っていないのかなとか不安になってきて、その中でぱっと質問が出てくると、ついて来てくれていると思いますし、これは毎回勉強になるのですが、皆さんおそらく素朴な疑問を口にされていると思うのですが、意外と鋭い質問、本質をとらえる質問があつて、発言は出来ませんが、心の中で「さすが」というか、歌舞伎の大向うではないですが、こう言いたくなるようなことは毎回あります。非常に楽しみにしています。

司会者

弁護人の方はいかがでしょうか。

門脇弁護士

最初弁護人の方から被告人に対して質問して、それについては何か台本を作っているわけではなくて、こういった流れで質問しようというのがあって質問しているのですが、私としては、裁判員に対して伝えたいと思ったことを引き出すようにしていますし、今検察官からお話があったように、裁判員からの質問は非常に鋭いと感じています。というのも、弁護人は一番近くで被告人を見ていますし、被告人なりに反省を深めていると理解しているつもりですが、実際あの場でそれが全て出ているかというところではない。裁判員の方から素直に「本当に反省しているの。」という鋭い質問が多いと感じています。私としても、例えば執行猶予が見込まれる事案につきましても、今後の生活について詳しく引き出しているつもりですが、気が付かない視点であるとか、本当に大丈夫ですか、という核心を捉えた質問が裁判員の方から出ていて、鋭いなという印象を持っています。また、終わった後に被告人に響いている質問も多いように思われます。是非裁判員の方々から多く質問していただきたいと思います。

司会者

裁判長にお聞きします。裁判員からたくさん質問したいという希望があると思います。また、特定されたら怖いなという点について、裁判所はどのように考えているか、その2点をお聞きしたいと思います。

井下田判事

先ほど何人かの裁判員から御紹介いただきましたけど、補充質問の機会の前には

打合せを少し入れることを通例にしています。裁判の中には質問の仕方のルールというのがあって、これは裁判員の方が御存知ないのは当然のことだと思います。一方で、審理を聞けば聞くほど疑問が出てきて、これどうなっているんだと疑問が湧いてくるのは当然だと思います。ですから、その疑問を適切な質問に組み替えて載せるにはどうしたらよいかというところでアドバイスさせていただいています。あと、心証形成する上で、被告人と直接言葉を交わすことは有用なことだと思います。基本的には検事や弁護士において必要な質問をしていただいているのですが、その上で質問をして御自身で感じていただきたいということで、裁判所としても質問することをお勧めしております。

特定されることについて御心配する気持ちはごもっともだと思います。しかし、外国ですといろいろな国があるようですが、わが国では治安に恵まれているので、そのようなことで裁判員に迷惑をかけるということはほぼないと思います。今年になって西日本のニュースがありましたけど、逆に言うとそれはまさにレアなケースということで話題になっていると思います。もちろん郡山ではそのような事件はほぼないと思いますけれども、もしそのような事件があった場合は、万全の配慮をさせていただきたいと考えていますので、是非御心配なさらずに積極的に質問をしていただきたいと思います。

司会者

それでは全体の流れといいますか、裁判官の訴訟進行の問題だとか、日程についてお聞きしたいと思います。長いのは2週間とか10日間というのがありましたが、それは時間配分としてはどうでしょうか。まず2週間の方から、4番の方お願いします。

裁判員経験者4番

裁判では、15分に1回くらい休憩していたので、なぜこんなに休憩を取るのか、初めは疑問に思いました。評議室に入ってから、裁判の話以外の話題も出してくれて、みんなも話に入っていけるような雰囲気を作ってくれたと思います。時間的にも土日を含んで2週間でしたが、そんなに苦しくなかったし、疲れたという思いはなかったです。

司会者

1番の方、9日間ということでしたけど、どうでしたでしょうか。

裁判員経験者 1 番

土日を挟んでの 9 日間ですから、やむを得ないと思いました。仕事をしていると普通ではありませんが。私は福島県の南の方に住んでおり、朝 9 時までに来るには相当早く出てこなければならぬのですが、来て 2 日目に、「前の日泊まります。」と突然言われまして、もっと事前に提案してもらえば前泊できたのかなとは思いません。

司会者

ずっとその期間は泊まり込みでも大丈夫だったのでしょうか。それとも時々泊まるということでしたか。

裁判員経験者 1 番

自由なのでずっと泊りでもよかったです。旅費とかの絡みで前泊できないのかなど。朝、相当早い一番電車で偶然にも間に合わせたのが 2 日間ありましたので、もっと早く分かっていたら前泊できたのかなと思いました。

司会者

制度的には、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない方には宿泊料も支払われるということになっていますので。御相談いただけると、お答えできたのではないかと思います。冬になると大変ですからね。8 番の方は、判決は 2 月ですから、もうかなり日は短いし、夕方は大丈夫だったでしょうか。

裁判員経験者 8 番

市内ですから、近かったので大丈夫でした。

評議についての感想・意見

司会者

法廷での審理が終わりますと、評議に入るわけですが、評議についての感想をお願いいたします。もちろん、評議の秘密ということもありますので、ごく一般的な感想で結構です。

3 番、5 番の方にお聞きしたいのですが、判決を見ると執行猶予、保護観察というのが付いております。保護観察という言葉について、裁判官や検察官から具体的に説明はあったのでしょうか。

裁判員経験者 3 番

判決に当たってどのくらいの執行猶予がつくのか、実刑がつくのが全然分かりま

せんでしたが、ここ10年くらいであればこういうのはこれだけの執行猶予だとかこれだけの刑だとか、そういう実例だったかを見せていただきました。みんなで相談しながらやって、自分だけの判断で決めることではありませんでした。10年間とかそういう刑の流れを見せてもらったのでとても参考になりました。

司会者

5番の方はどうでしょうか。保護観察という耳慣れない言葉があったと思います。

裁判員経験者5番

私もいろいろな判決の事例を聞いているうちに、いろいろな判決が出ているので、やはりこの人に対してはこのくらいの刑が必要なのかなと思いました。それでみんなで一緒に考えながら決めました。被告人の人生を決めるに当たって、本当に自分なりに意見を言わなければならないのだな、と良い経験をしたと思います。それで6人が6人、これで良かったと思っています。

司会者

その量刑の決め方というところに話が進みますが。1番の方は強姦致傷という事件でしたが、いかがですか。

裁判員経験者1番

今までの事例を解説してもらって、やっぱりこんなところだろうなと特別違和感はありませんでした。

司会者

4番の方は特殊な事件でしたが。

裁判員経験者4番

分からないところがありまして、強盗殺人というのは無期か死刑しかありません。ですから、判決宣告の際も主文から言って、普通は逆に理由を言ってから主文を言うのですが、死刑判決はこういう流れだと、そういう説明を受けました。

司会者

6番の方はいかがでしょうか。薬物ですから量刑は分からなかったかもしれませんが、いかがですか。

裁判員経験者6番

説明を受けながら判決を下しました。

司会者

8番の方は補充ですので評決には加われないと思いますが、どこかで御自身の考え方というのは反映されたのでしょうか。

裁判員経験者 8 番

裁判員も補充裁判員も紙に書いて出しました。気になるのは上訴されたのか、終わったのかです。

司会者

制度としては問合せがあればお答えするということになっています。終わった後もそこまで関心を持ってもらっているのですね。最後の評議が終わると、裁判長が判決原稿を読み上げるのですが、判決宣告するときの裁判員としてのお気持ちをお聞きします。

裁判員経験者 1 番

判決を出す前に十分に話した結果ですので、特に感動はありませんでした。途中の経過が一番大切でしたので、これで裁判は終わりなんだなという気持ちでした。

裁判員経験者 3 番

判決を書いた紙を渡されて、全員で読み返して、その中に一か所難しい言葉が出ていたので、それを分かりやすいものにしていただいて、それで全員が納得して、最後に裁判長が読み上げました。特に何も不思議だと思えるようなことはありませんでした。

司会者

4番の方は、結構判決も長かったのではないのでしょうか。

裁判員経験者 4 番

人の一生がかかっていますので、悪いことをした被告人ですが、私も大人らしいきちんとした服装をしましたけれども、中にはキラキラした相変わらず同じような格好をしている人もいました。私は、最後くらいはきちんとしなければと思って、そのような格好をしました。

司会者

5番の方、判決言渡しの際の御感想はいかがでしたか。

裁判員経験者 5 番

庶民の考えを代表して判決しているので、裁判員制度があって非常に良かったと思います。

司会者

6番の方は。

裁判員経験者6番

判決が出たということで、私の思いは、被告人が本当にこの判決で人生をやり直してほしい、二度と同じことはやらないでほしい、きちんと社会復帰してほしい、という思いを持って判決を聞きました。

司会者

8番の方は補充裁判員ですが、違う場所で判決を聞いたのでしょうか。

裁判員経験者8番

下で聞きました。

司会者

何か思われませんでしたか。前の方だったと思いますが。

裁判員経験者8番

こんなものだと思いましたけど。判決文が分かりやすく、聞いている人も納得していたと思います。

司会者

評議について何か裁判長からコメントがあれば。

井下田裁判官

裁判員裁判の判断は、参加していただいた裁判員の方、もちろん、補充裁判員の方からもたくさんの意見を言うだけでなければ成立しないものです。昨年4月から福島の方と御一緒させていただいておりますが、福島の方は本当に熱心に参加していろいろな意見を言うだけでございます。大変充実した評議、判決が出来ていると思っています。この場を借りて改めて感謝申し上げます。

司会者

検察官、弁護士から、評議は見えていないわけで判決しか見えていないと思いますが、何か評議を想像しているのでしょうか。

中村検事

普段裁判員裁判を担当して、常に考えていることは、確かに評議で何を話されているか分かりませんが、判決文を読むと、例えば量刑が問題になる事件であればこの辺に皆さんが注目されたと分かるし、事実関係が争われた事案であれば、この証

抛に最も注目して判決を出されたのだなと分かります。我々としては普段何をやっているかと言うと、評議をする上で、いろいろな証拠、事実関係があるのですが、それを羅列するのではなく、検察官としてはここに注目してほしい、この証拠をこういう観点から見てくださいという、検察官としての注意喚起、意見は意識しています。

門脇弁護士

弁護士としても判決文しか見られませんが、制度が開始された当初は、比較的判決は短かったのですが、最近はしっかりと検察官、弁護人が争点として示したところについて判断が示されていると思います。逆にこういった点についてしっかり説明しておけば良かったと後から反省する部分もありますので、判決から我々も学ぶところがあるというふうに感じています。

裁判員裁判に参加したことに伴う負担について

司会者

続きまして、裁判員裁判に参加することの負担について伺いたいと思います。お仕事のある方、家事をなさっている方など、裁判員として参加することは、多かれ少なかれ御負担になると思いますが、なるべく負担にならないような工夫をしていかなければならないと考えております。そこで、裁判員裁判に臨む前に不安に感じていたことはあったでしょうか。それは解決されたのでしょうか。その他、審理の時間、職場との関係等負担と思われたことについてお尋ねします。

裁判員経験者 1 番

別の部屋で参考意見を述べる程度でよいのかなとかなり気楽に考えていましたので、事前の負担感は正直ありませんでした。繰り返しになりますが、ひな壇に上がるというのは抵抗があったというか、びっくりしました。ただ、そうは言ってもこれは義務なんだということで納得しました。日程も土日を含めて9日間でしたが、こんなものかなという感じでした。また、定年退職をして母親のケアをしているだけであり、長い期間不在にしたわけでもないで、その点でも大丈夫でした。

裁判員経験者 3 番

裁判員の通知は私にも来るんだなという感じでした。ただ、私は怖くて1週間くらいその封を開けないでいたのです。70歳以上だと断ることもできるとのことだったので、夫や嫁から「せっかくの機会だから。」、「誰もが経験できるもの

でもないし。」，「後から後悔しないように考えて。」などとアドバイスを受け，裁判所に電話で尋ねたら「70歳であっても80歳であっても是非参加してください。」と言われ，私みたいなのでもよかったらという気持ちで参加しました。経験の無い人ができるのだろうかと思いましたが，裁判官から具体的に丁寧な説明や援助を受け，なんとかできたと感じています。審理日程や審理時間には余裕があったし，私も土日にアルバイトをしている程度でしたので，そちらの負担はありませんでした。

裁判員経験者 4 番

裁判員の関係で何回か郵便が来ましたが，その都度本当かなという気持ちでいたのですが，縁というか運命みたいなものを感じて裁判所に来ました。受付番号が私のラッキーナンバーだったし，娘も懸賞に当たったりで宝くじも買ったりしていたのですが，当たったのは裁判員だったということです。職場に関しては，みんなが理解してくれていて，是非行って来いという感じでした。みんなが私の仕事を引き継いでくれて，会社に戻っても困ったことはありませんでした。

裁判員経験者 5 番

郡山に引っ越してきて3年目で，最終的には抽選で選ばれたのだからしょうがないという気持ちに落ち着きましたが，正直，こんなに人がいるのに私でなくとも，という気持ちでした。裁判の日程は三，四日でしたので負担ではありませんでした。ただ，その前に入院してしまい裁判に間に合うかどうかの方が不安でした。仕事関係では，会社といっても妻に対してですが，三，四日旅行に行ってくるつもりで出かけると言って参加しました。その関係でも負担感はありませんでした。

裁判員経験者 6 番

封筒の差出人の名前を見てびっくりしたのを覚えています。私は引っ越し先に通知が来たのですが，前の地域に住んでいたのであれば，参加は無理だったと思います。いろいろな意味で終わってみたら結果はオーライだったと思います。

裁判員経験者 8 番

裁判員に興味もあったので不安なく参加しました。県内で起きた対象事件のニュースなどをメモしていて，不謹慎ですが危険運転致死という事件でほっとしたという記憶です。私は3月で退職する前の2月の裁判で慌ただしくはあったのですが，開始時間が10時で夕方5時には終わっていたので負担は感じませんでした。また，

私の娘のような裁判員もいて、それぞれの番号ではなく私をお父さんと呼んだりしてくれて楽しい雰囲気だったと思っています。

司会者

裁判所として工夫している点、これから工夫しようとしている点はありますか。

井下田判事

日数等の関係では事前の準備でなるべく審理を合理化して、あまり長くならないように心掛けています。ただ事件によってはいろいろな苦労があるのですが、そこは当事者と協力してできるだけ合理的な審理期間にしていくようにしたいと考えています。また、職場との関係で御苦勞されている方がいらっしゃることも改めて実感しました。裁判所としては、今日のこの機会もそうなのですが、出前講座といった広報活動にも力を入れていかなければならないということを改めて実感したところです。

守秘義務について

司会者

次は、守秘義務の点について伺います。裁判員に選任されたとき、裁判員裁判が続いている間、あるいは、裁判員裁判が終わった後、御家族や職場などでそのことが話題になることもあろうかと思えます。そのようなときにどこまでが守秘義務に入るのか判断に迷われたというようなことはございましたでしょうか。

裁判員経験者 1 番

裁判員として行くことは家族には伝えました。また村の役員をやっていたので、会議に出られないときはその理由として伝えましたが、その程度です。内容を聞かれることはありませんでした。また、同窓会でも裁判員になったことを述べましたが、「それはすごいな。」だけで終わり、内容についての話題にはなりませんでした。

裁判員経験者 3 番

この事件があった場所は私がバスでたまに通るところでした。被告人に聞いたら「初めて行った場所だった。」と答えたので、私としては街灯も少ない暗い田舎道で、道路事情を知らない人が道に迷わないで帰れるのかと思い、そのことを息子に聞いたら、慣れている人はともかく、初めて通る人が迷わないわけがない、という会話がありました。

裁判員経験者 4 番

家庭で妻に聞かれた場合と会社で同僚に聞かれた場合とでは違っていました。妻には少し甘かったかなと思っています。会社ではしつこく聞いてくる人がいたのですが、そこははっきりと「答えられない。」と即答しました。

裁判員経験者 5 番

何を聞かれても駄目なものは駄目だという感じでいましたし、今でもそう思っています。私が裁判員になったということを知っている人は、上の人と家内の二人だけです。

裁判員経験者 6 番

事件のことを何も知らない中で裁判員をやったので、私が裁判員になったということも家族や最低限の人にしか伝えていません。

裁判員経験者 8 番

新聞で報道された程度のことは話題になったことがありましたが、それ以上のことは話していません。ただ、被告人の実家と私の実家が同じ地域だったので聞かれることもありましたが、その場合でも同じでした。

司会者

守秘義務について裁判長がどういう説明をしているのか、また裁判員になったことは言ってよいのかについて、裁判長はいかがでしょうか。

井下田判事

今までのお話を伺って、いろいろ配慮していただき、また御協力していただいていることに感謝申し上げます。一方で、ここまではお話ししていただいていた構いません、ここからは御遠慮くださいということをもっと明確にお伝えした方が良いのかなということ、意識はしているつもりでしたが、反省しているところです。守秘義務について整理すると実はシンプルです。裁判をやっている間は、自分が裁判員をしていることを、周りの方や勤務先の人に伝えなければ困ってしまうこととなりますので、これはお話ししていただいても大丈夫です。一方で、裁判をやっている最中に裁判員をやっていることを大々的に宣伝することは避けていただきたいということになっています。これは、日本ではめったにないとは思っていますが、被告人や事件の関係者から何か働きかけを受けてしまったりは困りますし、あるいはマスコミの方から取材を受けるようなことがあっても困るからです。このことはごく常識

的なこととして御理解いただけると思います。裁判が終わった後については、裁判員をしていたこととお話しただいて大丈夫です。せっかく貴重な御経験をいろいろな方に知っていただくという意味では、むしろお話しただきたいくらいです。裁判そのものは基本的に公開の法廷で行われています。被告人質問で話した内容や判決の結論などは公開の出来事で報道もされています。このことについて守秘ということはありません。ただ、評議の中で誰がどういう意見だったとか、性犯罪における被害者の実名などのデリケートな情報にも接していただいているところで、その部分については守秘義務としてはお守りいただきたいということです。今後もその趣旨がきちんと伝わりますようにしなければならぬと思っています。繰り返しますが、貴重な御経験ですので、事件の関係者がいらっしゃる等の事情がある場合はともかくとして、経験談をお伝えいただければと思っているところです。

司会者

どこかで経験談をお話しする機会があって、どこまでお話ししたらいいか迷われたときには裁判所に御相談いただければアドバイスができると思いますので、御遠慮なくお尋ねください。

報道機関からの質問

司会者

本日出席された報道機関の方からも御質問があればどうぞ。

福島民報社

職場の理解、不理解に温度差があるようですが、どのようなことを会社に求めたいですか。また、会社の理解が得られている職場についてはその理由は何だとお考えですか。

裁判員経験者 1 番

これは国民の義務でもありますので、選任された場合はオリンピックに行ってくるんだというくらいの雰囲気であれば良いと思います。そしてそういうPRがもっと必要なのだと思います。

裁判員経験者 3 番

知り合いに裁判員をやったことを話したところ、裁判員制度が始まった頃にその人の娘に通知が来たそうで、そのときにその母親は絶対にやっては駄目だというだけでなく、裁判所に抗議したそうです。もし娘が裁判員をやって被告人などから仕

返しや非難を受けたときに裁判所として責任が取れるのかと詰め寄ったそうです。結局、娘さんは選任されなかったのですが、今でも候補者の方にはそういう気持ちが少ないからあると思います。国民の義務だからやらなくてはという人もいれば、知り合いのように考えている人もいるので、そういうところも含めてお互いに理解し合うことが必要だと思っています。

裁判員経験者 4 番

どこの会社でも朝礼をやっていると思いますが、そこでは仕事の話のほか、雑談というか近況を話す機会があります。私の会社ではその場で裁判員のことが話題になり、パートを含めて300人を超える朝礼で二人は候補者になったという話を聞きました。もっとも東日本地域で裁判員までやったのは私一人なのですが、朝礼でそういう話題が出る空気感というか雰囲気大事なのだと思います。誰かが選ばれるのですから、社員はそのことに興味を持っているのです。そして会社の役員も理解も示してくれました。私が裁判員として会社を休んだときは有給ではなく特休で休ませてもらいました。

裁判員経験者 5 番

選ばれたら行かなくてはならないという制度をもう少し広くPRした方が良いのかなと感じています。

裁判員経験者 6 番

日程的にもう少し余裕があればと思っています。月曜日に呼ばれて水曜日から来てくださいと言われても調整が付く人はそう多くはないと思うのです。また、裁判所から、いつからいつまで裁判員に選ばれましたという証明みたいなものがあれば、会社への説明も少しは楽になったのではないかとと思っています。私の会社では、私の立場もあるのですが、裁判員として休んだ日は欠勤扱いでした。制度の整備ももっと必要だと思っています。

裁判員経験者 8 番

私の会社は裁判員制度に慣れていているという気がしています。出勤簿に「裁判員」というゴム印が押されていたからです。勤務先から激励されて送り出されたという気はしていませんが、事務的な問題はありませんでした。

まとめ

司会者

それではまとめに入らせていただきます。その前に、本日出席された法律家の方から一言ずつ感想をお聞かせいただくこととします。

中村検事

本日は貴重な御意見をありがとうございました。皆さんの御意見を伺い、真相究明あるいは被害者のため、あるいは被告人の更生のため、いろいろ考えて参加されているということが分かりました。またお忙しい中、時間のやり繰りをしていただいて裁判員として参加いただいているということも分かりました。今後も検察官として事案の真相を分かりやすくお伝えすることも大切だと考えています。それは単純にするということではなく、きちんと整理して分かりやすくお伝えすることだという思いを一層強くしました。本日はどうもありがとうございました。

門脇弁護士

こういった場に初めて参加させていただき、裁判員の皆さんが職場の理解や協力、調整や家族の支えを受けながら強い責任感と使命感を持って参加されており、その中で一生懸命判断されていることを強く感じました。私たちも皆さんの負担にならないように合理的な審理が図られるよう努力しなければならないことを改めて感じました。このことを弁護士会に持ち帰ってみんなに伝えたいと思っています。本日はありがとうございました。

井下田判事

日頃から評議を通じて裁判員の方々が熱心に参加されていることを実感しています。またこの意見交換会に改めて御出席いただき、貴重な御意見をいただきまして本当に有り難く思います。皆様のいろいろな貴重な御意見を、今後裁判員になるであろう一般国民の皆さんがより参加しやすいような制度運営を心掛けていくことで、今日の感謝として実行していきたいと思っています。本日はありがとうございました。

司会者

それでは最後に、お一人ずつ、将来裁判員になるであろう県民の皆さんにメッセージをお話しいただきたいと思っております。

裁判員経験者 1 番

先ほどの繰り返しになりますが、オリンピック選手に選任されたという誇りを持って勇んで参加するような雰囲気作りが大切だと考えています。

裁判員経験者 3 番

義務といえば変ですが、私も経験して最初は怖いかなと思っていましたが、それほど怖いものではありませんでした。これからなされる国民の皆さんは、心配なさらなくて参加していただければと思っています。

裁判員経験者 4 番

何千人かの中から選ばれたという自信を持って、怖いものではないという私たちの意見を伝えてください。また、何かで見たのですが、現在は事件現場とかを写真やスライドではなく絵やイラストを用いて示しているとのことですが、これは是非続けてほしいと思っています。皆さんも御存知かと思いますが、そのことがトラウマになることもありますし、そのことで拒否されることもあるわけで、そういうことがないような裁判員制度の運営であってほしいと思っています。

裁判員経験者 5 番

選ばれたのであれば自信を持って参加する、国民の義務だと思っていただければいいのかなと思っています。

裁判員経験者 6 番

最初は不安だと考えると思うのですが、裁判が進んでいく中でその最初の不安は全くなくなりました。ですから、裁判員に選ばれた場合には裁判員として安心して務めてほしいと思っています。それと、裁判所の皆さんはとても親切で、人を裁くという厳しく冷たいイメージは全くなく、とても優しく、とても人間的な人たちばかりでした。そのことを身をもって皆さんにお伝えしたいと思っています。是非、積極的に裁判員になっていただきたいという気持ちで一杯です。今日はありがとうございました。

裁判員経験者 8 番

裁判所には「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」との看板がありますが、裁判員は別に法律の知識がなくとも務まったし、自分だって楽しくやれたんだからみんなができると思うし、やってほしいと思っています。

司会者

本日は貴重な御意見をありがとうございました。皆さんから伺いました御意見を基に、より良い裁判員裁判を実現してまいりたいと思っています。どうもありがとうございました。

以上